

# 大磯港津波発生時等行動マニュアル

令和4年4月1日 改正  
大磯港指定管理者 大磯町

## 目 次

### 第1章 総則

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 津波注意報、津波警報及び大津波警報発表時の対応の基本的な考え・・・・・・・・ 1
3. 荒天時の対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 配備基準（勤務時間外）

1. 災害発生時に係る配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 荒天時等に係る配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第3章 職員の連絡・参集体制

1. 勤務時間外の職員の連絡・参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 町及び関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 第4章 避難場所・避難経路

1. 避難場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 一時避難場所・一時避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 一時避難場所から避難場所への避難・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 避難誘導の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6. 職員の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 第5章 津波警報等が発表されたとき

1. 初動態勢時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）・・・・・・・・・・・・ 7～10

### 第6章 荒天時に被害が発生又は発生する恐れがあるとき

1. 初動態勢時の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）・・・・・・・・・・・・ 12

## 第1章 総則

### 1. 目的

このマニュアルは、津波等の災害が発生したとき又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）及び荒天時に港湾施設の利用者の生命及び身体の安全を確保するために、職員がとるべき基本的な対応手順等を定めるものです。

職員は、日ごろからこのマニュアルの内容を理解し、適切かつ迅速に対応を行えるようにしておく必要があります。

### 2. 津波注意報、津波警報及び大津波警報発表時の対応の基本的な考え方

- (1) 津波注意報、津波警報及び大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された際、津波による人的被害を軽減するためには、「直ちに水際から離れ、急いで安全な場所に避難する。」という行動原則を職員自身が認識しておくことが必要です。
- (2) 津波警報等が発表された際は、何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。
- (3) マニュアルに定める内容は、基本的な対応手順を明らかにするものであり、状況に応じて臨機応変に適切な避難対応を行うことが必要です。

### 3. 荒天時の対応の基本的な考え方

- (1) 荒天による施設の越波等より、人的被害や施設の損傷が発生又は発生する恐れがあるときは、利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。
- (2) 荒天による人的被害を発生させないためにも、施設の被害状況の確認、関係各所と情報交換や情報収集を行い、必要に応じて、施設の全部又は一部の利用中止等の措置を講じる必要があります。
- (3) 津波警報等発表時と同様にマニュアルに定める内容は、基本的な対応手順を明らかにするものであり、状況に応じて臨機応変に適切な避難対応を行うことが必要です。

## 第2章 配備基準（勤務時間外）

### 1. 災害時に係る配備基準

勤務時間外において、災害時の配備基準は、次のとおりです。

勤務時間外に地震や津波警報等が発表されたときは、第3章に記載する緊急連絡網に基づき連絡しますので、管理責任者の指示に従って行動（待機）してください。

なお、勤務時間外に津波警報等が発表されたときは、管理事務所へ向かうことは非常に危険なため、直ちに参集する必要はありませんが、各職員は、指示があった際、すぐに参集できるように準備しておく必要があります。

勤務時間外に津波警報又は大津波警報が発令された場合は、防災行政無線等により利用者へ津波等の情報を伝達します。

基準震度等		配備基準
震度5弱	大磯町内の最大震度	参集 (みなと推進係職員全員)
震度5強		
震度6弱以上	県内の最大震度	
県内に大規模な災害が発生	県の災害対策本部が設置された場合	
津波注意報・警報	相模湾・三浦半島	連絡待機
大津波警報	相模湾・三浦半島又は東京湾内湾	

※その他、東海地震注意警報又は東海地震予知情報が発表されたときは管理責任者の指示に従い連絡待機とします。

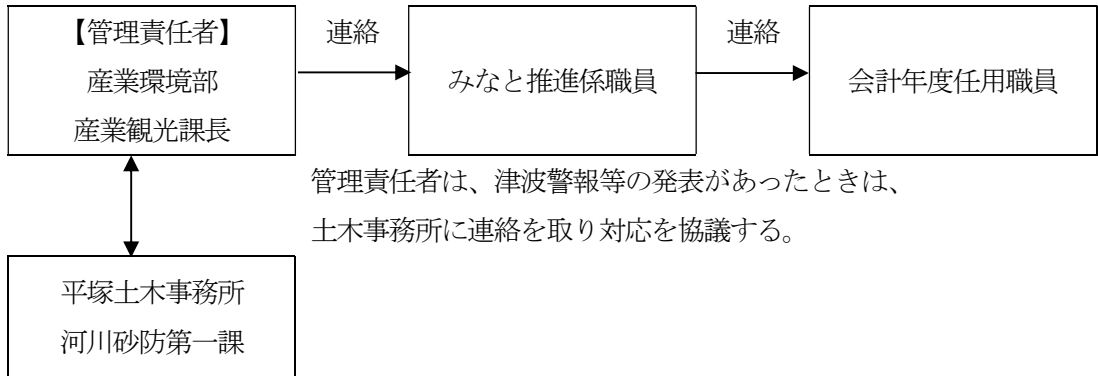
### 2. 荒天時等に係る配備基準

勤務時間外に荒天により人的被害の発生や施設に被害が発生する恐れがあるときは、第3章に記載する緊急連絡網に基づき連絡しますので、管理責任者の指示に従って行動（待機）してください。

### 第3章 職員の連絡・参集体制

#### 1. 勤務時間外の職員の連絡・参集体制

勤務時間外における連絡は、次の緊急連絡網に基づき行います。



#### 2. 関係機関の連絡先

機関名		電話番号
神奈川県	平塚土木事務所河川砂防第一課	
	県土整備局道路部道路管理課維持防災グループ	
	県土整備局河川下水道部港湾課なぎさグループ	
神奈川県警察第二交通機動隊		
大磯警察署交通課		

※災害時・荒天時における臨港道路の通行止めや西湘バイパスの通行止めに係る連絡は、予め定められた連絡系統に従います。

## 第4章 避難場所・避難経路

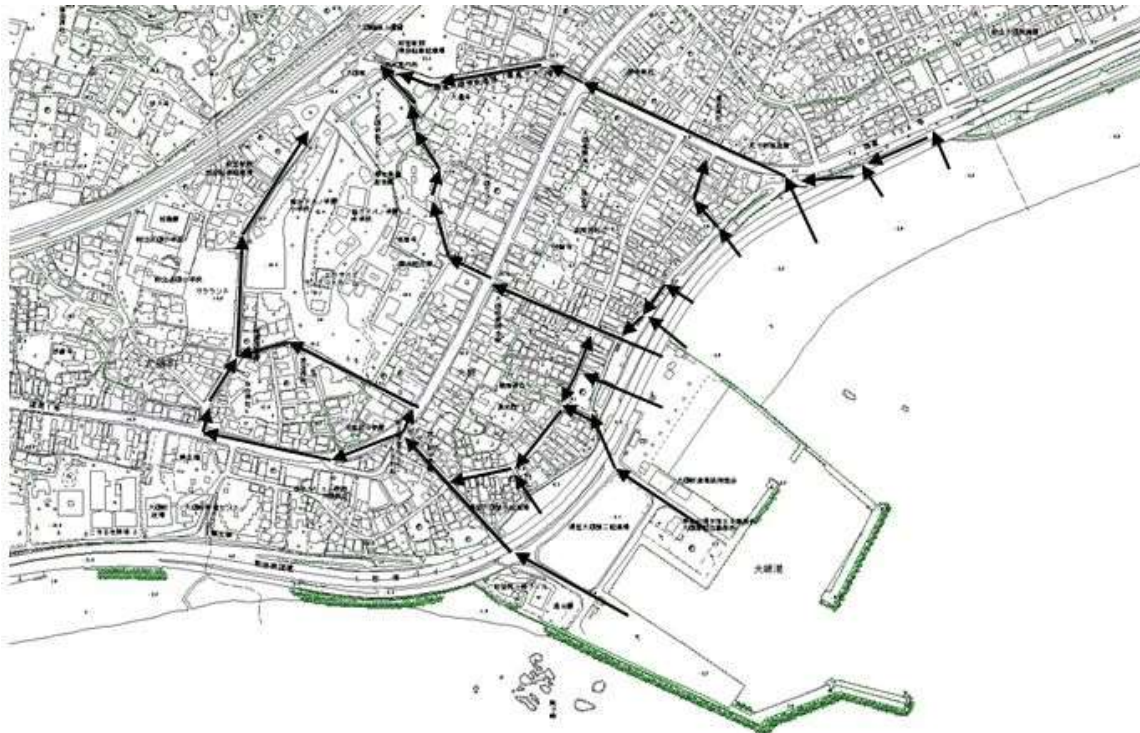
利用者の避難誘導を行う際の避難場所や避難経路は、次のとおりです。

### 1. 避難場所

津波警報等が発表されたときは、原則として「大磯駅周辺」へ利用者の避難誘導を行います。

### 2. 避難経路

避難場所への避難経路は、次のとおりです。



### 3. 一時避難場所・一時避難経路

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する時間的な余裕が無いときや、避難場所への誘導が困難なとき等については、防潮壁北側へ一時的な避難誘導を行います。

### 4. 一時避難場所から避難場所への避難

一時避難場所は、一時的に津波の危険から命を守るための場所であるため、一時避難場所へ避難した場合には、避難経路に従い、避難場所へ避難することとなります。

### 5. 避難誘導の判断

津波警報等発表時にどの場所に避難させるかは、その時の状況により異なるため、当日の責任者の指示を仰いでください。

## 6. 職員の避難

### (1) 基本的な考え方

利用者の避難誘導や防潮門扉の閉鎖等の対応は、職員自身の身の危険が差し迫っているときは、対応を中止し、避難することもやむを得ません。

なお、避難については、原則として責任者の指示によりますが、状況により職員各自で判断することもやむを得ません。

### (2) 避難場所・避難経路

職員の避難場所は、原則として「大磯駅周辺」とします。ただし、避難場所に避難する時間的な余裕が無いときは、防潮壁北側や港湾管理事務所屋上に避難する等、臨機応変に身の安全を確保してください。

## 第5章 津波警報等が発表されたとき

### 1. 初動態勢時の役割

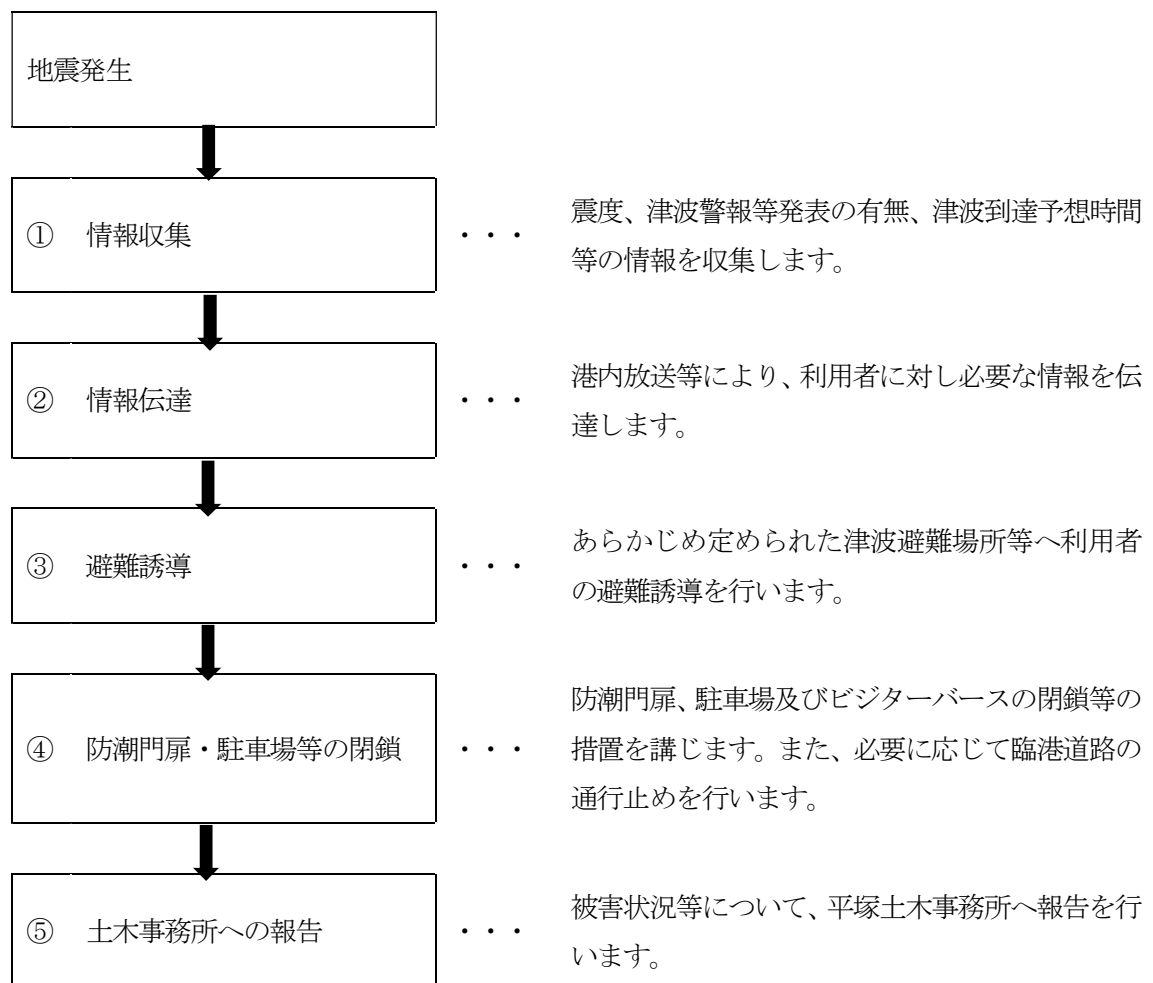
各職員は、初動態勢時には原則として次の役割を担います。

配備体制の責任者は、津波警報等発表時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本に職員に指示を行います。各職員は、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動が求められます。

区 分	人 員	役 割
みなと推進係	職員 3名	港内放送及びハンドマイクによる情報周知、避難誘導、防潮門扉の閉鎖、駐車場及びビジターバースの出庫等禁止措置、状況確認 等

### 2. 初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりです。





### 3. 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）

みなと推進係職員は、各自の役割に基づいて、次のとおり対応します。

なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものであり、被害等の状況に応じて臨機応変に対応することが必要となる場合がありますので、留意してください。

#### (1) 情報収集

地震が発生したときは、次の情報を収集します。

##### <収集すべき情報>

- 津波警報等発表の有無
- 津波の予想される高さ
- 津波到達予想時刻
- 震度・震源の大きさ
- 震源地
- 余震の起こる可能性

#### (2) ビジターパス利用者の確認等

ビジターパスの利用承認申請書を速やかに確認し、利用者の携帯電話等への連絡等を行い、状況に応じた措置を講じます。

#### (3) 情報伝達

状況に応じて、次の情報を港内放送、ハンドマイクにより利用者へ伝達します。なお、停電時には港内放送が使えない可能性があるため、ハンドマイク等によりできる限りの伝達に努めます。

##### <津波警報（大津波警報）発表時の伝達内容例>

「こちらは、大磯港港湾管理事務所です。  
○時○分、津波（大津波）警報が発表されました。  
高い所で○メートル程度（○メートル程度以上）の津波が予想されます。  
水際付近は危険です。直ちに水際から離れ、大磯駅周辺に避難してください。  
また、車での避難は避けてください。  
（※ 津波到達時間が判明した場合）  
予想される津波の到達時刻は、○時○分です。」

##### <津波注意報発表時の伝達内容例（参考）>

「こちらは、大磯港港湾管理事務所です。  
○時○分、津波注意報が発表されました。  
水際付近は危険です。直ちに水際から離れてください。  
（※ 津波到達時間が判明した場合）  
予想される津波の到達時刻は、○時○分です。」

#### (4) 避難誘導

利用者の避難誘導を行います。

##### ア 避難誘導方法

残留者の確認を行うとともに、利用者を大磯駅周辺へ避難誘導を行います。みなと推進係職員は、利用者が迅速に避難できるよう、交差点等に待機する等可能な限り誘導の補助を行います。

##### イ 津波が間近に迫っている場合や災害時要援護者への対応

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する間がないときや、避難場所への誘導が困難なとき等については、一時避難場所として防潮壁北側へ避難誘導を行います。

一時避難場所への避難も間に合わないとき等、最低限の避難を行わざるを得ないときは、港湾管理事務所屋上へ避難誘導を行います。

#### (5) 防潮門扉の閉鎖

##### ア 設置状況

防潮門扉の設置状況は、次のとおりです。



##### イ 操作方法

防潮門扉の操作に当たっては、神奈川県海岸法に関する陸閘等の操作規則に基づき、操作を行います。

ウ 防潮門扉の規格等

門扉 名称	型 式	構造					設置個所 の標高	設置 個所	設置 年月日	閉鎖所 要時間
		有効高	有効幅	扉体厚	重量	材質				
1号	引戸式	4.0m	9.2m	0.91m	5.39t	アルミ	4.50m	(南下町) 大磯1406番	S55.3 H16.11電	3分 (6分)
2号	引戸式	4.0m	4.8m	0.91m	2.76t	アルミ	4.50m	(南下町) 大磯1422番	S56.3 H16.11電	2分 (6分)
3号	引戸式	1.0m	3.0m	0.16m	0.23t	アルミ	7.50m	(南下町) 大磯1441番	S54.3	(1分)
4号	両開式	2.5m	3.0m	0.21m	0.62t	アルミ	3.31m	(北下町) 大磯1451番	S53.3	(2分)
5号	引戸式	1.0m	3.0m	0.16m	0.23t	アルミ	7.49m	(北下町) 大磯1456番	S54.3	(1分)
6号	引戸式	1.0m	3.0m	0.16m	0.23t	アルミ	7.50m	(北下町) 大磯1708番	S54.3	(1分)
7号	片開式	1.0m	2.7m	0.16m	0.14t	アルミ	7.47m	(北下町) 大磯1716番	S54.3	(1分)
8号	引戸式	1.0m	2.0m	0.13m	0.12t	アルミ	7.48m	(北下町) 大磯1713番	S54.3	(1分)
9号	片開式	2.5m	8.0m	0.56m	3.20t	アルミ	5.99m	(北下町) 大磯1713番	S56.3 H17.3電	3分 (不明)
10号	両開式	2.5m	4.0m	0.18m	0.64t	アルミ	5.98m	(北下町) 大磯1713番	S55.3	(2分)
11号	片開式	2.5m	2.0m	0.31m	0.35t	アルミ	6.00m	(北下町) 大磯1989番	S56.3	(2分)
12号	片開式	2.5m	5.0m	0.52m	1.32t	アルミ	6.00m	(北下町) 大磯1982番	S58.2	(2分)

(6) 駐車場及びビジターバスの閉鎖

利用者は原則として徒歩による避難を行うため、利用者の避難に支障をきたさないよう、臨港道路附属駐車場及びビジターバスの出庫等禁止措置を行います。

ただし、津波到達時間までに余裕があるときや利用者が災害時要援護者等で徒歩による避難が困難であるときは、状況により出庫を認めることとします。

(7) 臨港道路の通行止め

予め定められた連絡系統に従い、関係機関へ連絡及び報告を行い、対応します。

(8) 関係機関への通報

防潮門扉を閉鎖した（する）ときは、第3章に記載する関係機関に速やかに連絡します。

## 第6章 荒天時に被害が発生又は発生する恐れがあるとき

### 1. 初動態勢時の役割

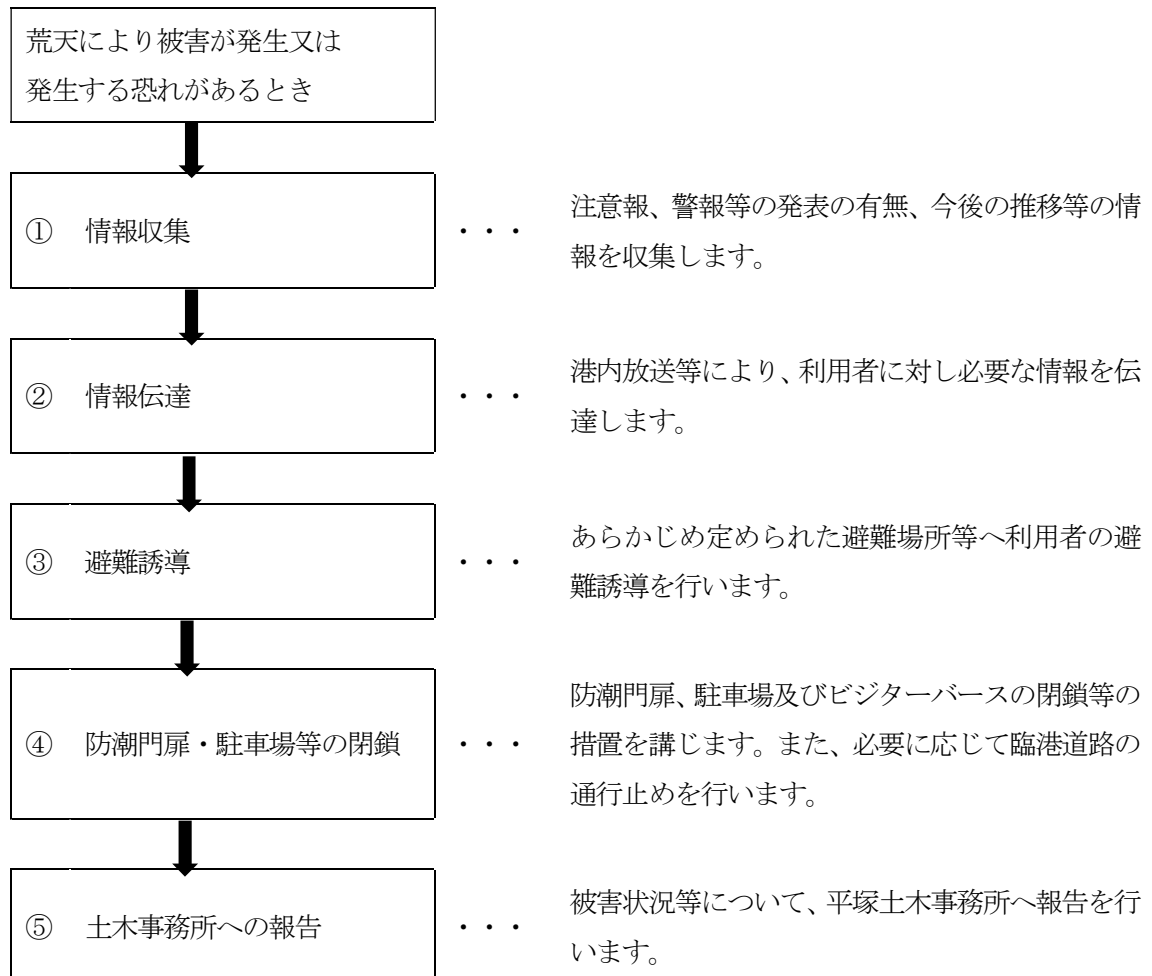
各職員は、初動態勢時には原則として次の役割を担います。

配備体制の責任者は、荒天時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本に職員に指示を出します。各職員は、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動が求められます。

区 分	人 員	役 割
みなと推進係	職員 3名	港内放送及びハンドマイクによる情報周知、利用者避難誘導、防潮門扉の閉鎖、駐車場及びビジターバースの出庫等禁止措置等

### 2. 初動態勢の流れ

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりです。



### 3. 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）

みなと推進係職員は、各自の役割に基づいて、次のとおり対応します。

なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものであり、被害等の状況に応じて臨機応変に対応することが必要となる場合がありますので、留意してください。

#### (1) 情報収集

##### ア 気象情報等の情報収集

荒天時に被害が発生又は発生する恐れがあるときは、次の情報を収集します。

<収集すべき情報>

- 注意報、警報等の発表の有無
- 今後の推移

#### (2) ビジターバース利用者の確認等

第5章参照

#### (3) 情報伝達

ア 状況に応じて、次の情報を港内放送、ハンドマイクにより利用者へ伝達します。なお、停電時には港内放送が使えない可能性があるため、ハンドマイクやメガホン等によりできる限りの伝達に努めます。

<台風による波浪警報発表時の伝達内容例>

「こちらは、大磯港港湾管理事務所です。  
〇時〇分、波浪警報が発表されました。  
今後、施設の越波が予想されます。  
水際付近は危険です。直ちに水際から離れてください。」

#### (4) 避難誘導

利用者に対し、水際から離れるよう誘導を行います。

#### (5) 防潮門扉の閉鎖

第5章参照

#### (6) 駐車場及びビジターバースの閉鎖

第5章参照

#### (7) 臨港道路の通行止め

第5章参照

#### (8) 関係機関への通報

第5章参照